

【 種 類 】 (※ 脳原性運動機能障害(がい)は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害(がい)に準じる。)

種目	品 目	障 碍 部 位	障 碍 ( が い ) 及 び 程 度 等	対 象 年 齢	性 能 等	基 準 額 ( 円 )	耐 用 年 数
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特殊寝台	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1・2級	18歳以上	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8
	特殊マット (汚染防止用)	肢体的	下肢または体幹障害(がい) 1級(18歳未満は1・2級)または知的障害(がい) A判定	3歳以上	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの(防水シートを含む)	19,600	5
	特殊マット (褥瘡防止用)	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1級で常時介護を必要とする者	18歳以上	褥瘡を防止できる機能を有するもの(エアマットを含む)	100,000	5
	特殊尿器	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1級で常時介護を必要とする者	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障害(がい)者または介護者が容易に使用できるもの	67,000	5
	入浴担架	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1・2級で入浴に当たって介助を必要とする者	3歳以上	障害(がい)者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5
	体位変換器	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1・2級で下着交換等に介助を必要とする者	学齢児以上	介助者が体位を変換させるのに容易に使用できるもの	15,000	5
	移動用リフト	肢体	下肢または体幹機能障害(がい) 2級以上のもの	3歳以上	水平方向に移動させる住宅改修をとみなさないリフト	477,000	8
	吊り具 (スリングシート)	肢体	下肢または体幹機能障害(がい) 2級以上のもの(日常生活用具給付事業に基づく移動用リフトの支給決定を受けているもの)	3歳以上	移動用リフトに取り付け、身体を吊り上げるもの	50,000	3
	移動設備機	肢体	肢体障害(がい) 2級以上(上肢障害(がい)のみのものを除く)		安定性に優れ、障害(がい)者の移動が円滑に行えるもの	300,000	5
	入浴補助具	肢体	肢体障害(がい) 2級以上(上肢障害(がい)のみのものを除く)		水圧・油圧等により座席の移動が容易にできるもので、障害(がい)者の入浴が安全に行えるもの	216,000	4
	訓練いす	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1・2級	3歳以上 18歳未満	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100	5
	訓練用ベッド	肢体	下肢または体幹障害(がい) 1・2級	学齢児以上 18歳未満	腕又は脚の訓練をできる器具を備えたもの	159,200	8
	カーシート	肢体	体幹機能障害(がい) 2級以上または同程度の身体障害(がい)者であって、自力での座位保持が困難で、必要と認められるもの	18歳以上	車等で移動する際、姿勢を安定させ、走行中の安全を確保するもの	100,000	4
入浴補助用具	肢体	下肢または体幹機能障害(がい)者	3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害(がい)者または介護者が容易に使用できるもの(住宅改修を伴うものを除く)	90,000	6	

種目	品目	障がい 障害 部位	障がい(が)及び程度等	対象年齢	性能等	基準額(円)	耐用 年数
自立生活 支援用具	便器	肢体	下肢または体幹障がい(が)1・2級	学齢児以上	障がい(が)者が容易に使用できるもの(住宅改修を伴うものを除く)	4,450 (手すり付 9,850)	8
	頭部保護帽	肢体的 知的 精神	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい(が)者、知的障がい(が)者、精神障がい(が)者で頻繁に転倒するもの		転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	15,656	3
	歩行補助杖 (T字状・棒状の杖)	肢体	平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がい(が)で歩行時に支持が必要なもの			3,150	3
	移動・移乗支援用具	肢体	平衡機能または下肢若しくは体幹機能に障がい(が)を有し、家庭内の移動等において介助を必要とするもの	3歳以上	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具(設置に当たり住宅改修を伴うものを除く)	60,000	6
	特殊便器	肢体的 知的 精神	上肢障がい(が)1・2級知的障がい(が)A判定精神障がい(が)1級で自ら排便後の処理が困難なもの	学齢児以上	温水温風を出すことができるもの	151,200	8

種目	品目	障がい 部位	障がい及び程度等	対象年齢	性能等	基準額(円)	耐用 年数
自立生活 支援用具	火災警報器	聴覚	聴覚障がい2級(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)		聴覚障がい者用屋内信号装置と連動し、受信機により火災を知らせることができるもの	15,500 (1世帯2個まで。また、屋内信号装置との連動で、火災警報発信機が別途必要な場合の基準額は16,500を追加)	8
	自動消火器	身体的 精神	身体障がい1・2級知的障がいA判定精神障がい1級で火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯		室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消失することができるもの	28,700	8
	電磁調理器	視覚 知的 精神	視覚障がい1・2級(盲人のみの世帯及びこれに準じる世帯)知的障がいA判定精神障がい1級	18歳以上	入院中・施設入所者も給付	41,000	6
	歩行時間延長信号機 用小型送信機	視覚	視覚障がい1・2級	学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用できるもの	7,000	10
	聴覚障がい者用 屋内信号装置	聴覚	聴覚障がい2級(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	18歳以上	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚し時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む)	87,400	10
	レバー式給水栓	肢体 視覚	上肢障がい・体幹障がい3級以上または視覚障がい2級以上		障がい者が容易に使用できるもの	50,000	8
	ハーネス	身体	盲導犬、介助犬等の補助犬を利用している障がい者で、市長が適当と認めたもの		障がい者が容易に使用できるもの	10,000	4
	在宅療養等	透析液加温器	内部	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの	3歳以上	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500
ネブライザー (吸入器)		内部	呼吸器機能障がい3級以上または同程度の身体障がい者であって、必要と認められるもの	学齢児以上	障がい者が容易に使用できるもの	36,000	5
電気式たん吸引器		肢体 内部	呼吸器機能障がい者、音声機能障がい者のうち無喉頭のもの、または同程度の身体障がい者であって必要と認められるもの	学齢児以上	障がい者が容易に使用できるもの	56,400	5

種目	品目	障 碍 部 位	障 碍 (が い) 及 び 程 度 等	対 象 年 齢	性 能 等	基 準 額 (円)	耐 用 年 数
支 援 用 具	酸素ボンベ運搬車	内部	医療保険における在宅酸素療法を行うもの	18歳以上	障 碍 (が い) 者 が 容 易 に 使 用 で き る も の	17,000	10
	盲人用体温計 (音声式)	視覚	視覚障 碍 (が い) 1・2級	学 齡 児 以 上	視 覚 障 碍 (が い) 者 が 容 易 に 使 用 で き る も の	9,000	5
	盲人用体重計	視覚	視覚障 碍 (が い) 1・2級	18歳以上	視 覚 障 碍 (が い) 者 が 容 易 に 使 用 で き る も の	18,000	5
	動脈血酸素飽和度 測定装置	内部	呼吸器機能障 碍 (が い) 及 び 心 臓 機 能 障 碍 (が い) 4級以上ま たは同程度 の身体障 碍 (が い) 者 であ っ て 必 要 と 認 め ら れ る も の		障 碍 (が い) 者 が 容 易 に 使 用 で き 、 動 脈 血 に 含 ま れ て い る 酸 素 の 割 合 及 び 脈 拍 の 状 態 が 測 定 で き る も の	53,000 (難病患者等 で、人工呼吸 器装着者は 157,500)	5
情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	携帯用会話補助装置	肢 体 言 語	音 声 言 語 機 能 障 碍 (が い) 者 も し く は 肢 体 不 自 由 者 であ っ て 発 声 ・ 発 語 に 著 し い 障 碍 (が い) を 有 す る も の	学 齡 児 以 上	携 帯 式 で 、 こ と ば を 音 声 ま た は 文 章 に 変 換 す る 機 能 を 有 し 、 障 碍 (が い) 者 が 容 易 に 使 用 で き る も の (入 院 中 ・ 施 設 入 所 者 も 給 付)	98,800	5

種目	品目	障害部位	障害(がい)及び程度等	対象年齢	性能等	基準額(円)	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具	肢体 視覚	上肢機能障害(がい)または視覚障害(がい)		障害(がい)者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト	100,000	5
	点字ディスプレイ	視覚 聴覚	視覚障害(がい)1・2級かつ聴覚障害(がい)2級の重度重複障害(がい)者であって必要と認められるもの		文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6
	点字器	視覚	視覚障害(がい)者		入院中・施設入所者も給付	10,712 (携帯用は 7,416)	標準型 7 携帯用 5
	点字タイプライター	視覚	視覚障害(がい)1・2級(就労・就学しているかまたは就労見込みのもの)		視覚障害(がい)者が容易に使用できるもの	63,100	5
	視覚障害(がい)者用ポータブルレコーダー	視覚	視覚障害(がい)1・2級	学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚または認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害(がい)者が容易に使用できるもの(入院中・施設入所者も給付)	85,000 (再生専用機は 35,000)	6
	視覚障害(がい)者用活字文書読上げ装置	視覚	視覚障害(がい)1・2級	学齢児以上	文字情報を同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害(がい)者が容易に使用できるもの	99,800	6
	視覚障害(がい)者用拡大読書器	視覚	視覚障害(がい)者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	学齢児以上	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの(入院中・施設入所者も給付)	198,000	8
	盲人用時計	視覚	視覚障害(がい)1・2級	18歳以上	音声式または触読式で、視覚障害(がい)者が容易に使用できるもの(入院中・施設入所者も給付)	13,300	5
	聴覚障害(がい)者用通信装置	聴覚 言語	聴覚障害(がい)者または発声・発語に著しい障害(がい)を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要があると認められるもの	学齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害(がい)者が容易に使用できるもの	50,000	5
	聴覚障害(がい)者用情報受信装置	聴覚	聴覚障害(がい)者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの		字幕及び手話通訳付の聴覚障害(がい)者用番組並びにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ災害時の聴覚障害(がい)者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害(がい)者が容易に使用できるもの	88,900	6
	人工喉頭	音声	音声・言語障害(がい)者であって無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難なもの(笛式は長年笛式を使用して電動式への変更が困難なもの、埋込型人工鼻については常時埋込型の人工喉頭を使用するものに限り)		顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの  呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの  声帯の代わりとなり、発声が可能となる機器であり、障害(がい)者が容易に使用し得るもので、基準額はHMEカセットやアドヒープ等、人工鼻装着のために必要なものを含む月額であること  (入院中・施設入所者も給付)	電動式 72,203  笛式 8,343  埋込型人工鼻 48,400 (2か月分)	電動式 5 笛式 4

種目	品目	障害部位	障害(がい)及び程度等	対象年齢	性能等	基準額(円)	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	点字図書	視覚	主に情報の入手を点字によっている視覚障害(がい)者		点字により作成された図書(月刊や週刊等で発行される雑誌を除く。ただし、点字新聞についてはこの限りではない)年間6タイトルまたは24巻を限度とする(点字新聞については年間購読を1タイトル、1巻として給付できる)	一般図書との差額(1割の自己負担なし)	—
	携帯用信号呼出装置	聴覚	聴覚障害(がい)3級以上		無線により振動させ、信号を送り呼出が可能なもの	11,000	6
	文字液晶表示ラジオ	聴覚	聴覚障害(がい)3級以上		入院中・施設入所者も給付	23,000	6
	視覚障害(がい)者用音声ICタグレコーダー	視覚	視覚障害(がい)1・2級		ICタグその他集積識別情報と音声データを関連付け、物品等に取り付けたICタグ等からその音声データを再生することが可能な装置であって、視覚障害(がい)者が容易に使用できるもの	59,800	6
	人工内耳体外部装置(スピーチプロセッサ)	聴覚	現に人工内耳を装着している聴覚障害(がい)者(児)で、医療機関より医療保険等の給付制度を利用して本装置の買い替えができないと判断された場合(ただし、本人の故意・過失による破損、代替品の購入を理由とする場合を除く)		人工内耳体外部装置(スピーチプロセッサ)であって、意見書(様式任意)により医師が適当と認めたもの	200,000	5
	人工内耳用電池	聴覚	現に人工内耳を装着している聴覚障害(がい)者(児)		人工内耳に使用するもので、ボタン電池又は充電池及び充電器のいずれかとする ボタン電池から充電池及び充電器へ仕様を変更する場合、又はその逆の場合においては、それぞれの耐用年数等を経過していれば申請できることとする	ボタン電池 5,000(2か月分) ※両耳の場合は 10,000とする 充電池及び充電器又は充電池2 個まで 40,000 ※両耳の場合は 55,000とする	3
	視覚障害(がい)者用地上デジタルテレビ放送対応ラジオ	視覚	視覚障害(がい)3級以上		地上デジタルテレビ放送に対応し、かつ緊急地震速報を受信できるもの。また、操作を音声で読み上げることができ、かつ操作ボタンに点字表記があり、視覚障害(がい)者が、容易に使用できるもの	29,000	5

種目	品目	障害部位	障害(がい)及び程度等	対象年齢	性能等	基準額(円)	耐用年数
排泄管理支援用具	ストーマ用装具(蓄便袋)	内部	直腸機能障害(がい)者で人工肛門のストーマを造設したものの		入院中・施設入所者も給付	17,716 (2か月分)	—
	ストーマ用装具(蓄便袋)	内部	ぼうこう機能障害(がい)者で尿路変更のストーマを造設したものの		入院中・施設入所者も給付	23,278 (2か月分)	—
	紙おむつ、さらし等 その他衛生用品	内部 肢体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぼうこう・直腸機能障害(がい)者で、治療による軽快の見込みがないストーマの変形及び皮膚の著しいびらんのため、ストーマ用装具の使用が困難なもの</li> <li>・二分脊椎等の先天性疾患(先天性鎖肛を除く)による神経障害(がい)で、高度の排便機能障害(がい)または高度の排尿機能障害(がい)のある者で、紙おむつ等を必要とするもの</li> <li>・先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排尿機能障害(がい)のある者で、紙おむつ等を必要とするもの</li> <li>・3歳未満で発症した脳原性運動機能障害(がい)による姿勢及び運動機能の障害(がい)者、排尿もしくは排便の意思表示が困難等、所定の要件を満たすもの(身体障害者手帳1・2級かつ療育手帳所持者)</li> </ul>	3歳以上	入院中・施設入所者も給付	24,000 (2か月分)	—
	収尿器	肢体	脊髄損傷等により排尿障害(がい)のあるもの		採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置等がついているもの(入院中・施設入所者も給付)	8,925 (男性用は8,085)	—
作居補宅助生用具動	住宅改修費	肢体	下肢、体幹機能障害(がい)の4級以上のもの	学齢児以上	障害(がい)者の身体状況に応じて必要な改造で、①手すり取付②段差解消③床材変更④扉取替⑤便器取替等(原則1回限り)	200,000	—